

平成18年第4回士別市議会定例会会議録（第5号）

平成18年12月15日（金曜日）

午前10時00分開議

午前10時45分閉会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

- 日程第 1 議案第106号 士別市安全で安心なまちづくり条例の制定について
- 日程第 2 議案第107号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について
- 日程第 3 議案第108号 平成18年度士別市一般会計補正予算（第6号）
議案第109号 平成18年度士別市老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 認定第 3号 平成17年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
認定第 4号 平成17年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
認定第 5号 平成17年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
認定第 6号 平成17年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
認定第 7号 平成17年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
認定第 8号 平成17年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
認定第 9号 平成17年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
認定第10号 平成17年度士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
認定第11号 平成17年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
認定第12号 平成17年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
認定第13号 平成17年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）

- 日程第 5 意見書案第 2 2 号 森林・林業政策の充実と新たな財源措置を求める意見書について
意見書案第 2 3 号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書について
意見書案第 2 4 号 リハビリテーションの改善を求める意見書について
意見書案第 2 5 号 医師確保と地域医療に関する意見書について
意見書案第 2 6 号 破綻が明白なサッカーくじの早期廃止を求める意見書について
意見書案第 2 7 号 法人税減税、庶民増税に関する意見書について
意見書案第 2 8 号 放課後子どもプランの拡充を求める意見書について
意見書案第 2 9 号 公営住宅の家賃見直しに関する意見書について
意見書案第 3 0 号 農地・水・環境保全向上対策に関する意見書について
意見書案第 3 1 号 日豪 F T A に関する意見書について
意見書案第 3 2 号 子育てと教育にかかる費用の軽減を求める意見書について
- 日程第 6 調査第 3 号 総務文教常任委員会の行政調査について（総務文教常任委員長結果報告）
- 日程第 7 調査第 4 号 民生福祉常任委員会の行政調査について（民生福祉常任委員長結果報告）
- 日程第 8 調査第 5 号 経済建設常任委員会の行政調査について（経済建設常任委員長結果報告）

閉会宣告

出席議員（22名）

副議長	1 番	山 居 忠 彰 君	2 番	北 口 雄 幸 君
	3 番	伊 藤 隆 雄 君	4 番	井 上 久 嗣 君
	5 番	丹 正 臣 君	6 番	粥 川 章 君
	7 番	小 池 浩 美 君	8 番	柿 崎 由美子 君
	9 番	平 野 洋 一 君	10 番	足 利 光 治 君
	11 番	遠 山 昭 二 君	12 番	岡 崎 治 夫 君
	13 番	谷 口 隆 徳 君	14 番	山 田 道 行 君
	15 番	田 宮 正 秋 君	16 番	斉 藤 昇 君
	17 番	池 田 亨 君	18 番	牧 野 勇 司 君
	19 番	菅 原 清一郎 君	20 番	中 村 稔 君
	21 番	神 田 壽 昭 君	議 長	22 番 岡 田 久 俊 君

出席説明員

市長	田 苺子 進 君	助 役	相 山 愼 二 君
助 役	瀧 上 敬 司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉 田 博 行 君
市民部長	安 川 登志男 君	保健福祉部長	杉 本 正 人 君
経済部長	佐々木 幸 二 君	建設水道部長	遠 藤 惠 男 君
朝日総合支所長	城 守 正 廣 君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課 長	石 川 誠 君
財政課長	三 好 信 之 君		

市立土別総合
病院事務局 長 藤 森 和 明 君

教育委員会 委員長 長	佐々木 正 雄 君	教 育 委 員 会 長	朝 日 保 君
----------------	-----------	-------------	---------

教 育 委 員 会 長	佐々木 文 和 君		
-------------	-----------	--	--

農 業 委 員 会 長	松 川 英 一 君	農 業 委 員 会 長	石 川 通 広 君
-------------	-----------	-------------	-----------

監 査 委 員	三 原 紘 隆 君	監 査 委 員 会 長	横 山 日 出 夫 君
---------	-----------	-------------	-------------

事務局出席者

議 会 事 務 局 長	辻 本 幸 慈 君	議 会 事 務 局 長	藤 田 功 君
議 会 事 務 局 幹 事	近 藤 康 弘 君	議 会 事 務 局 幹 事	浅 利 知 充 君
議 会 事 務 局 幹 事	岩 端 聖 子 君		

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第106号 土別市安全で安心なまちづくり条例の制定について

議案第107号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について

議案第108号 平成18年度土別市一般会計補正予算(第6号)

議案第109号 平成18年度土別市老人保健特別会計補正予算(第3号)

2. 指定している専決処分について市長から送付された報告は次のとおりである。

損害賠償の額を定めることについて

3. 議員から送付された議案は次のとおりである。

意見書案第22号 森林・林業政策の充実と新たな財源措置を求める意見書について

意見書案第23号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書について

意見書案第24号 リハビリテーションの改善を求める意見書について

意見書案第25号 医師確保と地域医療に関する意見書について

意見書案第26号 破綻が明白なサッカーくじの早期廃止を求める意見書について

意見書案第27号 法人税減税、庶民増税に関する意見書について

意見書案第28号 放課後子どもプランの拡充を求める意見書について

意見書案第29号 公営住宅の家賃見直しに関する意見書について

意見書案第30号 農地・水・環境保全向上対策に関する意見書について

意見書案第31号 日豪FTAに関する意見書について

意見書案第32号 子育てと教育にかかる費用の軽減を求める意見書について

4. 常任委員長から送付された調査経過及び結果の報告は次のとおりである。

調査第3号 総務文教常任委員会の行政調査について(総務文教常任委員会)

調査第4号 民生福祉常任委員会の行政調査について(民生福祉常任委員会)

調査第5号 経済建設常任委員会の行政調査について(経済建設常任委員会)

5. 決算審査特別委員長から送付された審査経過及び結果の報告は次のとおりである。

認定第3号 平成17年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 平成17年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 平成17年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 平成17年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 平成17年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 平成17年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号 平成17年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第10号 平成17年度士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第11号 平成17年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第12号 平成17年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第13号 平成17年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
以上報告する。

平成18年12月15日

士別市議会議長 岡田久俊

議長（岡田久俊君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第106号 士別市安全で安心なまちづくり条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第106号 士別市安全で安心なまちづくり条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

安全で安心して生活できる地域社会であることは、市民みんなの願いであります。犯罪や交通事故、詐欺まがいの悪質商法など、安全・安心な暮らしを脅かす要因は増加し多様化しており、市民の不安感は広がっている状況にあります。

本市におきましては、幸いにして犯罪が多発することには至ってはおりませんが、従前から警察や自治会、防犯協会、消費者協会など関係機関や団体の協力を得て、施錠の励行、悪質商法対策等に啓発、啓蒙活動を行っているところであり、昨年来の児童・生徒に対する不審者の声かけ事案の際は、通学児童・生徒への見守りに、学校、PTAなど多くの市民の協力があつたところであります。

このような市民との協働をより体系的実効性のあるものとして、犯罪や事故のない安全で安心な地域社会の実現を目指すため、防犯、安全意識の高揚を図り、市や市民、事業者等の役割を明確にし、自立と助け合い、人権尊重のもと、関係者が相互協力によるまちづくりを進める必要があります。

このため、この条例は、関係する16の機関、団体等が参加をし、協議する中で作成をいたしたところでありまして、安全で安心して生活できる地域社会づくりを目指し、住みよい社会の

実現を図る方策の一つとして制定いたそうとするものであります。

どうかよろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。斉藤 昇議員。

16番（斉藤 昇君） 今、市長から提案説明があったわけでございますけれども、一つは、不審者による児童・生徒への声かけ事案、17年度では12件あったと言われているんだけど、18年度は大体どのぐらいあったのかということと、実際に具体的な事案、どういう不審者といえますか、そしてそういう不審者を特定できたのかどうか、この点なんかはどういうふうにお考えになっているんでしょうか。

それと、青色灯などをつけて随分とそういうことで自治会や父兄なんか協力してやっておりますけれども、これらに協力した参加人数などは大体どのぐらいあったのか、この点をまずお聞かせください。

議長（岡田久俊君） 有馬市民部次長。

市民部次長（有馬芳孝君） 児童・生徒に対する不審者の声かけ事案の18年度の件数についてでございますけれども、本年度に入りましてから、12月の途中段階でございますけれども、4件というふうに聞いているところでございまして、その具体的内容といたしましては、声かけが1件、写真撮影が1件、それから、声かけの部類ということのくりになるかどうかということがございますけれども、家庭への不審な電話というようなことが2件ということで4件というふうに聞いているところでございます。

なお、17年度あるいは18年度からのこれらの事案に対する特定ということでございますけれども、現在のところ警察署の方からは完全に特定できたというふうにはちょっと聞いていないところでございます。

また、青色回転灯の関係でございますけれども、事業者あるいはさまざまな方の協力をいただきまして、40台につきまして、いろんな機会をとらえて参加をしていただいているところでございます。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） その声かけの範囲も、その感じ方によっていろんなとらえ方が、子供によってあるんだと、私は思うんですよ。例えば、これから冬になって、朝、子供たちが行く前に家の前の雪投げをしようということでやっていて、学校に行く生徒に「いってらっしゃい」と言うと、変なおじさんに声かけられたというようなことで、いつもその前を歩いていくのに、そこからバックして違う道を行ったなんていう、「おれ、そんなに人相悪いかな」と。だから声をかけられたら逃げるんだよなんていうふうに親が教えたり、学校なんかでも単なるそういうようなことがあって、なんか随分被害妄想で意識的になり過ぎているんじゃないかという意見が率直にやっぱり寄せられることがあるわけですよ。だから、こういう条例ができたときには、これから条例の精神を生かしていくためには、本当に自治会ぐるみ、全市民ぐるみでそ

ういうことに対処していくということを啓発していかなければならないと思うんですね。

それで、第6条では、市長への申し出となっているんだけど、おびやかされたりした場合や、そのおそれがあるときと、それは市長に対して対策をとるよう申し出ることができるということなんだけれども、これはどういうことを想定していらっしゃるのか、おそれがあるときなんていう。それから、市長に申し出るということは、これは市のどこでそれを受け持つのか、市のどの課なり部局で責任を負うのか。それから、土、日曜日あるいは祭日にそういうことが起こったときなんかは、市役所に電話をかけるということになったときは、どのような取り扱いをするのかということなどをこの際お聞かせいただきたいと思うんですよ。

これも感じ方によって違うわけですよ、例えば、ハンドマイクで道路で演説をしていると、そうすると、うるさいと感じる人と、じっととまって聞いてくれる人。うるさいと感じる人は警察にうるさくて昼寝できないからそこで演説しないように取り締まってくれと。これは実際にあった本当の話、私ですから。警察が来てね、ピカピカパトカーをつけて2人で来て、そして、私は真剣に市民の皆さんにいい演説を訴えているのにね、そこへ立ってね、「大分わかりますか、大分わかりますか」と言うわけですよ。うるさいわけですよ。私はどこかけじめのあるところでやめなければならぬから、それで演説を若干続けてそれでやめるわけだけれども。

私にしてみれば人権の侵害でね、こっちの方が迷惑で、こんな条例があれば市長に電話したくなるぐらいな事案だということ。だから、これもやっぱり感じ方の問題もあったりするわけですね。だから、その点では、第9条で人権への配慮というふうに書いてあるんだけど、そういう意味では、今申し上げたように、警察がそこまで来るわけですから、「市民のだから通報があったんですか」と、「それは市民だと」。それは警察として結局そういうものがあつたら、どこのだれですかというふうに聞いてですよ、そして本人に確かめて来るのが当たり前でね、そうすると「あなたたちは勝手に来たと思われるんですよ」と、そこで私は反論してね、それで「帰りなさい」と言って帰りましたけれども、それで「どちらさんですか」と私に聞くわけだ。だから「どちらさんだつて、あなたに答える必要はありませんよ」と、「悪いことをしているわけじゃあるまいし」と言って帰りましたけれども、そういうふうに、こっちのそういうことがある。例えばですよ、これはビラまきをしているという、これは家宅侵入罪なんていうことで、これは裁判で今争っているケースなんかございますけれども、ビラなんか不特定多数に公営住宅などに入れたりするわけですね、選挙のときのものだつて。そうすると、これが迷惑だという人は迷惑かもしれんですよ。だから、そういうふうに、ビラまきなんかはいるんなコンビのビラでありますとか、そういうものも不特定多数にまかれるわけですよ、それは社会通念になっているというものもあると思うんですよ。だから、そういうものも、この条例でいうと、迷惑条例に触れるんだからと、そういうまく人の人権、そういうものも尊重されなければならないということで、私はこの9条があるんだと思うんだけど、この9条に対する考え方、これもあわせて、考え方を承っておきたいと思うんです。

議長（岡田久俊君） 有馬次長。

市民部次長（有馬芳孝君） 前段、私から、第6条での関係についてお答えをさせていただきます。

まず、妨げられたり、おびやかされたりした場合でございますが、確かに、斉藤議員がおっしゃいますように、その人の受け取り方によっては大変微妙な点があるというふうに考えております。想定、あるいはまた実際に行っている事例でございますけれども、悪質商法の関係で、業者が個人のお宅に来ているというような通報が入った場合、広報車等を出しまして、周りを啓蒙、啓発をする、あるいは、そういうような車両が実際にそこに入って、来ているということが市民の方から連絡があった場合に、その近辺に行きまして、まずはお話を、接触できれば聞くというような形で、まず、正当な商行為を妨害したりとか、そういうようなことはこの条例の目的ではございませんので、確認をする中で、もし不審な点があれば、警察等に連絡させていただくということで、まず、市といたしまして、環境生活課が従来そのような業務を担っておりますので、この条例の制定後も、現在想定しておりますのは、市民部の環境生活課におきまして、いろんな機関への具体的対応につきましても、交通整理をさせていただきたいというふうに考えております。

また、土曜、日曜等の関係でございますけれども、これは、休日、市の方に連絡が入りました場合は、何らかの形で担当者あるいは管理職に電話が入ってまいりますので、その段階で連絡を受けた者、あるいは管理職がそれぞれ今までも対応させていただいているところでございますので、引き続き、土曜、日曜だからといって、ないがしろにしていくということではございませんので、同じような対応を心がけてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、ピラ配り、それから、演説等の関係につきましては、これはあくまでも市民みんなが、市と市民が安全で安心な生活ができる地域にしていきたいという精神を目指している条例でございますので、正当な権利を妨害しようとしているものではないという点は御理解をいただきたいというふうに考えてございます。

議長（岡田久俊君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君） それでは、私の方から、第9条の人権への配慮にかかわってお答えを申し上げます。

斉藤議員からお話がありましたように、実際に地域の方々がそこを通られる児童・生徒の方々を温かく見守るような形で声をかけたときに、それが、変なおじさんから声をかけられたので、声をかけられてもこたえるんじゃないよとか、すぐ逃げるようにしなさいよというようなことでは地域社会が崩壊していくということにもなるろうかと思えます。前段、青色回転灯のパトロールの話もございましたが、こういったパトロールの強化によって、本当にその町のゆったりした、自由な雰囲気失われてしまっただけでは、まちづくりとは別な方向に動いていくということも懸念されます。さらに、不審な行動をとるような人物がいたら、市民みんなが監視者になって、すぐ通報しなさいということになっても、これはまた全部が監視者で、かえって地

域のコミュニティーが壊れていくということになります。そういった意味で、市民の日常のコミュニティーづくりやそういったつながりが壊れないような形で、市民のさまざまな営みが阻害されるようなことのないように。最近、健康づくりのために、夜間、御夫婦であるいは1人でウォーキングをされている方がかなりいらっしゃいます。寒い状況なものですから、かなり防寒のあれをして、目だけしか見えないような状態で歩かれていると。それが毎晩9時ごろになったらここを通る不審者がいるということで、それが通報されるということになりますと、本当にこのまちでゆったりと暮らせるということがなくなってまいりますので、この条例制定の前段に、各団体お集まりいただきましたときから、とにかく、市民が互いに監視して、ぎすぎすした社会をつくらないように、そして、一人一人の人権をしっかりと守るような条例にすることで、当初からの申し合わせの中で、この9条を、土別市の安全で安心なまちづくり条例の人権への配慮という項目が一つの特色だというふうに考えておりますので、そこに十分配慮して、安全で安心なまちづくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。北口雄幸議員。

2番（北口雄幸君） 今、斉藤議員から人権の配慮ということでの質問に対する回答もいただきました。説明資料などをいただいたときに、この条例を具体的に運営するために、安全で安心なまちづくり推進会議というのを設立されるというふうに聞いております。その団体の中には市だとか教育委員会だとかを初めとして地域の方々を含めた各種団体が入るということになっているとお聞きしておりますけれども、私は今の人権の問題なども含めて考えたときに、やっぱりどうしても法律との絡みというのが非常に出てくる場合も想定されると思うんです。例えば、近所とのいさかいの問題だとかも正直いろんな議論の中で本人が安全をおびやかされると判断したときに市に申し出てくるなどということも考えられますし、私も職員時代、公営住宅などを担当したときには、いろんな形での相談というのもあった経験がありますから、そういった意味ではやっぱり法律の専門的な弁護士さんなども適宜この推進会議に入っただき、議論できるようなシステムというのが、僕は必要でないかなというふうに思いますので、その点について1点だけお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（岡田久俊君） 安川部長。

市民部長（安川登志男君） 今、北口議員からお話がありましたように、さまざまな市民の安全が阻害される部分では、かなり法律的な問題でのことも出てまいります。そういった意味で、特に、現在でも消費者関係の取引等については、名寄のひまわり弁護士会の方とかなり連携をとらせていただいて、御協力もいただきながら、さまざまな解決に努めていることもございますが、人権への配慮ということもございまして、法律の専門家が推進会議に關与していただくことは重要なことであるというふうに考えております。ただ、土別市内に弁護士がおりませんので、こういった形で關与、参画いただくかについては、さらに、この後、推進会議の中でも

検討をして、ぜひ、そういった形でかかわって御支援いただくような形がとれるように努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君） 斉藤 昇議員並びに今お話がありましたように、何が安全で、何が安全でないのかというその識別というのでしょうか、判断というのは非常に広範で難しいものが、私はやっぱりあると思っております。例を挙げて言いますと、土別の天塩川祭りに花火大会があります。あそこで花火が上げられているときに、音がうるさいということで、すぐその下に住まいをしている方から電話があって、「この大会を主催しているのはだれだ」と、「市長か」とこう言うから、「実は実行委員会があります」とこう言ったら、「それはそれで仕方ないけれども、おれは花火を見て楽しんでいるような楽な生活はしていない」と、「あしたつるはしを持って現場へ行って働かなければならないんだ。早くから寝て、あした3時に起きて現場に向かう。ちょっとしょうちゅうは飲み過ぎたけれども」と、そんなような電話がありましたけれどもね。そういうような中で、やっぱり、私は相当これはお酒も手伝っているなと思ったものですから、奥さんが隣で「やめなさい、お父さんやめなさい」と言っているのも聞こえてくるんですね。これはやっぱり時間をかけて さんとは言えないし、名前も言わないものですから、もう少し、もうあと市民の人が1時間半もうちょっとで終わるから、これもやっぱり市民の皆さん、大多数の皆さんが楽しんでいるんですから、ちょっと我慢することも必要ですよというような、そんなことでおさまったわけなんです。

それから、今、日曜、祭日はどうなんだということになって、市長ということですから、何かうちに電話が殺到したら困るなと思って、本当にそういう問題の電話というのは、まず最初に田苺子という名前が一つしかないものですから、とにかく私の家にいるんな意味で来ます。苦労しているのは、うちの家内がどうしたらいいかおろおろしているわけなんですけれども。私は、その際にはやはりそれぞれの所管している部署に、部長にまず電話をして、即刻これらについての手配をしてもらいたいと、そういうふうな対処をしているんですけれども。こういった問題についても、これから逆に安心・安全の分野、それからちょっと違った意味でいろんな混乱を惹起するような問題にまで、私はあるいはなっていくのではないかと。けさも市民部長とも話をしていたんですが、弁護士との関係、これは、いろんな弁護士との法律相談、無料相談だとかそういうこともありますから、よく連携をとって、そこまでいかなかったら、これはなかなか大変でないだろうかと、そういつてけさも出たわけですが、十分、これらにつきましても、この条例がつくられた趣旨、そしてまたこの第9条の人権への配慮については、十分これから内容を深めて、この法律をしっかりと土別市民が安全で安心な生活ができるように生きてくるように、しっかりと進めていきたいとそう思っております。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第2、議案第107号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) ただいま議題となりました議案第107号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について、その概要を御説明申し上げます。

平成18年6月に国会で議決されました高齢者の医療の確保に関する法律によって、平成20年4月から75歳以上の方々などを対象とした新たな後期高齢者医療制度が創設されることとなりまして、この後期高齢者医療の事務を処理するため、市町村が主体となって、都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合を設けるものとされました。この広域連合は、制度の施行の準備のため、平成18年度末までに設けることとされており、広域連合を設けるに当たり、関係市町村議会における議決を受け、規約を定め、知事の許可を受けなければならないことから、広域連合の設置に関する協議について、地方自治法第291条の11の規定によって、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。(降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。小池浩美議員。

7番(小池浩美君) この後期高齢者医療制度については、一般質問でもお聞きしましたが、私は被保険者である高齢者の願いや要求、あるいは市町村議会での意見、そういったものをきちんとこの広域連合に反映させる仕組みをつくるべきでないか、こういうことを一般質問で申し上げてきました。なぜなら、この制度そのものが、国が進める医療費削減、あるいは受診を抑えると、特に高齢者に対して非常に大きな痛みを与える医療改革法の一環であると、その中の一つであるということですね、私は、非常に危惧するものです。ですから、何としても、この広域連合は民主的に運営していただきたい、そのことを一般質問では話したわけですが、御答弁では、目下のところはそういったことに対して、準備会において検討中とのことであり、どうなるかは様子を見ているというような御答弁がありました。私はですね、やはり、もっともっと積極的にですね市がちゃんと、こういった地域住民の声を反映できるような仕組みづくりに市が働きかけてですね、実現するように積極的にやってほしいと思うんですけども、そのところどうでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

議長(岡田久俊君) 田苅子市長。

市長(田苅子 進君) 私の方から、この点につきましては、御答弁をさせていただきたいと思

いますが、今、小池議員が御指摘になられたような、確かに、そういったことを思えば、そういうことも心配されるこれからのことだと思っております。

後期高齢者の広域連合への市民や議会の意見がぜひ届くように、やはりしておかなければならないのではないかと、これについて申し上げますけれども、今回の医療制度の改革につきましては、私も全国市長会の国民健康保険対策特別委員会の委員もしております、こうしたことについても、いろんな意見を申し上げる機会もこれまでございました。広域連合につきましては、北海道全域を網羅する広域連合であるということ、そしてまた、高齢者医療に特化した保険制度でもあることなどで、今までに経験のない組織でありますだけに、その円滑な運営には、十分な配慮をしなければならないものと、私もそのように思っております。特に被保険者である高齢者やあるいは加入団体といいますが、それぞれの市町村の議会の意見をどのように吸い上げていくのかという点につきましては、これは大変重要なことでありまして、広域連合の性格として重要な事項につきましては、やはり、その都度、各自治体の議会に諮ることにはなっておりますが、それだけに、議会ともふだんから十分意志の疎通を欠かないようにしておかなければならないと。したがって、お話にございましたような広域連合としても広範な意見を反映できる体制の整備につきましては、これはこれから鋭意検討していかなければならないものだと思っておりますが、高齢者が安心して医療を受けられる体制を構築するとともに、これから円滑な組織運営が図られますように、私といたしましても、関係する諸会議といいますが、これは全国市長会、あるいは全道市長会、あるいはこの宗谷線市町村長会だとかさまざまな会議がありますので、そういう中でも十分、そういう意向を酌んだ発言をしていかなければならぬ、そのように思っておりますので、御理解をいただきたいと、そのように思っております。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第3、議案第108号 平成18年度士別市一般会計補正予算（第6号）及び議案第109号 平成18年度士別市老人保健特別会計補正予算（第3号）、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第108号 平成18年度士別市一般会計補正予算（第6号）並びに議案第109号 平成18年度士別市老人保健特別会計補正予算（第3号）について、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

今回、補正をいたしますのは、ただいま北海道後期高齢者医療広域連合の設置につきまして議決をいただいたところではありますが、この設立に係る負担金につきましては、所要の補正をいたすもので、一般会計では民生費において老人保健特別会計繰出金49万2,000円を計上いたし、地方債の補正につきましては、財源振りかえを行うとともに、所要の措置を講じたものであります。

次に、老人保健特別会計では、北海道後期高齢者医療広域連合会市町村負担金49万2,000円を計上いたし、一般会計繰入金をもって収支の均衡を図った次第であります。

以上、今回の補正の概要について、御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第108号及び議案第109号の2案件は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第4、認定第3号 平成17年度士別市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第13号 平成17年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上11案件を一括議題に供します。

決算審査特別委員長の報告を求めます。神田壽昭委員長。

決算審査特別委員長（神田壽昭君）（登壇） ただいま議題となりました認定第3号 平成17年度士別市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第13号 平成17年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの11案件に対する決算審査特別委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

去る11月21日の本会議において、全議員をもって構成する決算審査特別委員会が設置され、当該11案件の付託を受けたところであります。

経過につきましては、11月28日、29日及び30日の3日間、議場においてそれぞれ関係者の出席を求め、慎重に審議をいたしました。

結果につきましては、認定第3号から認定第13号までの11案件は原案のとおり認定すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) それでは、これより採決に入ります。

本案については委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号から認定第13号までの11案件は原案のとおり認定と決定いたしました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第5、意見書案第22号 森林・林業政策の充実と新たな財源措置を求める意見書についてから、意見書案第32号 子育てと教育にかかる費用の軽減を求める意見書についてまで、以上11案件を一括議題に供します。

本案については、提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第22号から意見書案第32号までの11案件は原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第6、調査第3号 総務文教常任委員会の行政調査についてを議題に供します。

総務文教常任委員長の報告を求めます。菅原清一郎委員長。

総務文教常任委員長(菅原清一郎君)(登壇) 総務文教常任委員会の調査経過及び結果を御報告申し上げます。

調査第3号 総務文教常任委員会の行政調査については、10月16日から21日までの6日間、愛知県三好町、香川県善通寺市、高知県土佐清水市、高知県宿毛市及び愛媛県松山市に出張し、報告書に記載してあります調査事項について調査を実施したところであります。

以上で報告を終わります。(降壇)

議長(岡田久俊君) お諮りいたします。本案については、委員長の報告をもって終わることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、調査第3号は委員長の報告をもって終わることに決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第7、調査第4号 民生福祉常任委員会の行政調査についてを議題に供します。

民生福祉常任委員長の報告を求めます。柿崎由美子委員長。

民生福祉常任委員長（柿崎由美子君）（登壇） 民生福祉常任委員会の調査経過及び結果を御報告申し上げます。

調査第4号 民生福祉常任委員会の行政調査については、10月23日から27日までの5日間、鹿児島県出水市、熊本県玉名市及び福岡県前原市に出張し、報告書に記載してあります調査事項について調査を実施したところであります。

以上で報告を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。本案については、委員長の報告をもって終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第4号は委員長の報告をもって終わることに決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第8、調査第5号 経済建設常任委員会の行政調査についてを議題に供します。

経済建設常任委員長の報告を求めます。小池浩美委員長。

経済建設常任委員長（小池浩美君）（登壇） 経済建設常任委員会の調査経過及び結果を御報告申し上げます。

調査第5号 経済建設常任委員会の行政調査については、10月23日から27日までの5日間、島根県安来市、香川県観音寺市及び愛媛県伊予市に出張し、報告書に記載してあります調査事項について、調査を実施したところであります。

以上で報告を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。本案については、委員長の報告をもって終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第5号は委員長の報告をもって終わることに決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

平成18年第4回定例会はこれをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午前10時45分閉会）